緣起部類

六

僧
600
16a

福井義休遺弓記

特
門 イ 曾
號 600
巻 160

福井義休遺弓記

非鳳卵奚獲鳳毛非将種無傳武息然風雲騷擾之際良将勇士歿于國難而児孫零落民間流裔不聞於今者多有山城國宇治郡山科郷人弓屋八郎右衛門者亦其類矣屬聞其先出自贈正二位中納言新田卿長男從四位下越後守兼春宮亮源義顕朝臣義顕之子義孝嘗冒其外戚丹治氏稱丹右衛門義孝二男義休又避讐更姓於福井稱八郎右衛門方是之時室町氏武斷海内南

朝忠臣子任或遁山林或隠市井者迤運継
踵矣譬如有在晉國愧稟制於曲沃在唐朝
不肯歸於垂拱者然義休通曉兵法兼長射
騎臥薪嘗膽志雖不移然以時之不至故隠
居洛東山科郷以作弓為産遂有良弓之名
寛[illegible]永年間也自是以降學為其者數世繼
縄於其地里人呼為弓屋近世廢其工為居
停主人唯於壁間挂乃祖遺弓一張以標家
號云於是乎行人征客憩息之間視其弓而
不解其意叩來由於主人者旦暮至矣主人

而

諄諄説如前條久之苦其應答因思欲記其
顛末顔之軒不費多辯釋客之疑難頃寄余
鴻翅以徵其記余未識其人未見其譜以余
之所聞乃鐵中錚錚庸間佼佼者歟蓋弧矢
之利不啻威天下而已古之賢王良將以壓
人為弓勇士為繳得其位則以此蒞其民不
得其志則以此護其身若彼義休在閭巷不
忘武門及釋甲為弓人猶以掇武器為樂其
志可知也累葉至於今傳其遺弓則口碑所
存豈浪説哉昔者楚人亡弓乳宣添仁余之

固陋亦於此擧不得不貽恥也因叨題數行以
告後之視其弓不知其所以者已
文政三年庚辰春正月
江戸
玄同瀧澤解撰

請是記者自云不知字因添注文便于其披閲
鳳毛 賢者之子克肖者曰麟趾又曰鳳毛 将種 大將子孫 風雲騷擾 騷動擾乱即乱世
國難 國家艱難 流裔 裔猶謂後裔也 贈正二位中納言新田卿 源義貞也贈官事據江田系圖
武斷 以兵馬之權制下也 迍邅 連接行貌 継踵 同右
在晉國愧宗制於曲沃 周時晉文侯弟成師封於曲沃至武公竟殺晉君小子併之而雄之事見史記世家
在唐朝不肯跪於垂拱 垂拱唐武后年號也遷唐祚国號為周 并喩南北内訌新田足利確執
臥薪嘗膽 欲復讐雪恥者之用心
以作弓為産 産ハ産業也
學為箕者 良弓之子ハ學為箕見學記
縄縄 子孫不絶貌
居停主人 即旅主人
乃祖 先祖也曩祖猶謂先祖
憩息 即休息
諄諄 叮嚀告於人也
顛末 終始本末
題之 標榜其物曰題題猶額也
鴻翔 遠方来翰漢蘇武故事

未見其譜 譜ハ家譜即系圖也 鐵中錚錚 錚ハ金聲也此喩俗間良家ニ 庸庸佼佼 庸ハ凡庸也佼ハ好也其意同前ニ 弧矢 弧ハ弓也矢ハ箭也 閭巷 閭里街巷也 累葉 累世子孫也 口碑 家説ニ所傳 浪説 孟浪之言即チ乱説也 楚人亡弓 孔子家語曰楚王出遊亡烏嘷之弓左右請求之王曰止楚人失弓楚人得之又何求孔子聞之曰惜乎其不大也不曰人遺之人得之何必楚也又見呂氏春秋及劉向説苑 固陋 獨学淺陋也 賛助 賛ハ讃美也薦揚其美也 孔宣 文宣王即孔子也

補遺

行人征客 并ニ旅行之人也 弓人 弓匠國俗所云弓師是也矢人弓人皆其工也

ハ美女なりし名をおとよと云勤十年季奉公
其すさ給す追ゝ村貴女七歳まで屋ニて勤し勤ニ
年季相済し勤年限り後ハ主家ゟ召抱候ニ
成りたる折娘長しく病ニ付て主ニてハ此家ニ奉仕候
由ニ長崎田舎ニ帰りける其女おりかた二十七ニ
其女女帯ある由ハ源氏ニいへる其妻代ニ似て然る
由る者ハ仕ハ如くハ良とへる若き者と出る
此女ニおわる者と云すべての女ハ是れ仕ハ帰りける上

良人とおさ文かれ御ニ居りける所女ハ九と云ふ心
離縁の如く娘おやとも両さ弟とも仕ハ仕へる
居りけり其後城主帰り給ふ上にて仕りて法を
御ニ相済みて内の見候者も多く見る古来
娘を見るに内ニ付る上御に御家田へ御ニ
其所ハ追ゝ御付ハ給ひ仕へる道ふみせ付
御同じ入離縁其女の娘に女ある由源氏
右手追ゝ付ニ其所ゟ振ニ御ハ如し出す
相済ニりくれとの（三日）追し小其ハ候より

おやこは兄弟し、かるゝにもまさりし、おやこはよそにて御らんず
曽我殿と云て、伏木縄りはたゞ御身にて、祢々かるに
かゝされし、行衛しらぬ河津殿を捨たりとかや
なる伊東川の流れにおもひのほか急には、かゝる
ねくも日をすごすといふ事を毎日御覧じて
の世はつらきへ見参をせられは消に宮合
松寺同しと云ふその大将にたてて、ねくの所へ
と思ひ遂に工藤祐経左衛門の御身
有遂に必ずや是も逃れ重ねて太刀をもって

十八日には御所へ参らせんとありけれは、おやこは兵衛
毎日にめすらしき事のならせ給ひて佐殿を
じよくまことにのはなしの心ざしはめでたきと一万
御誠の代々にて御かんなりをかり箱王おやこ
毎年るとせすにくき娘くうつり此の候ひなば
かれ給ひて前の時のかくれ別の利益
小あるゝかくともえがへりのうすらと思ひし
おそれなく云ふ兵衛のとし男は
遂にさもありなんと鉢に候一万とみちゆき

方ゆゑに入りしはいかなる者や番所にかけ込み訴へ
られしは娘は親は我は親の恩をも不覚なりとて
いかなる事にやありけん母への仕打太くも因
縁ありし娘なれば世の常なる事とも思ひしに
けるとしかも我と知らせしがそれ二つ信ふも
まれは母をなみしくたまふかくおもふとよ
押込金銀の備をもなく合せさる共子供は
わかこ良人の恵にて与へし身を立つ物をたまへ
ちなる人ずも打ちつけたり

娘の身にいかなる心をもちながら人のやうにて以
母のせん言を羅尚の身にかなしの罪をもって
深く押込め実父を母なれと申しつけてかくする
女なるをもって世に此の世にかなしみ悲しみ
進しき者もよろこびて今持ちたる身の今の娘
に言はそう此のまま身にかなしき事を流るる
娘の身をとゆるされる事をしめしたり思ひかけ
養子となして母となしむこにあたりて進ず
親の身なくしてかへて因所にかけつけ女悪女

かりける処親王ニハ今年五歳姫宮十六歳
まゝはゝにておはしけれ共其上ニ姫と成りけれハ
なまめかしきの御母に姿色もかりけれハ兄弟よく
源さハ在なれ宿返俗し娘に本国にかへり
世にたれハ娘も何七才にて継母ゆるしハかへりてを
王にハ心ありかくて夏は不すそこに
小て少さ并母にしいさめけるハ源にいれ
御門はかくよせゆるよし世にまれの御心
小母にさらしとく侍さしかりけり

御門ハ是を一条の内ハ家仲にて見ゆ
姫のたまハく返ハ御すにとゝまり姫小様
門かハおもハ心ざしてはしたりもしく
去つ安ましけりハおほ娘ハ宮殿返かへ時
女男なれ給返のなと思ひゆるとまと
けふ返住なりハ東はんとおもハ時にまへ
さりしハ源氏にて右衛門かたきにてまし
几心の侍年へし能くおもひくしはて
是小入けるハ娘ハ十五小若御物れハす

是ハ速道ハ際限ハあらさる文ハ往生道ハ南無阿弥
たふとく有かたくおもひまいらせ候ハゝ頼ミまいらせ候へハ
名号通弥陀仏ニ往生と申ハ代ニおゐて往生の為ニ
一心に弥陀を頼ミまいらせ候ハゝ弥陀仏ニ往生ハ
口ニ称ふる念仏のことハにはかりおもひしれとものまゝに
凡夫の心これ後生極楽道ニて候へハ死地ニ付てそ
弥陀仏ニ往生とハ日ノハ心にこめ経典をよむ
南無阿弥陀仏ニ往生とて弥陀ニ往生と申すなり代る
かしこし申事いふにありといふハ浅き死ぬハ

我の頼ミ参らするしとて別に往生
今百弥陀仏ニ往生ハ南無阿弥陀仏ニて候とも
これより上ハ南無阿弥陀仏ハ往生にて候ハ往生
源(?)ハ凡夫ニ往生ハ往生と申て往生のことハあり
なにもかも我(?)身に我等と申ハ往生ハ一心にて
まかりしはこさめてある心安楽ニ往生こそ候
頼ミ候ハ念仏と後生のこと申ハ往生の往生ハ
おかれよ今とかく往生のひとつをありかへしてもとる
思ひもなく弥陀仏ニ往生の御恩報謝申す

ふかくたのみまゐらするに、弥陀仏かならず来り
来迎といふはまことにあらず方便の御迎にこそ
弥陀仏は弥陀仏を思ひたまふ心にて
三菩提を[illegible]ことにせんとするに
千仏の[illegible]をもて[illegible]一念[illegible]
とをす手仏を[illegible]して[illegible]
命に[illegible]をともし[illegible]をとくに[illegible]
ありし[illegible]をとて[illegible]
とて其[illegible]

六道けんの名所

遠離といひて生死をはなれ四智付けて名をたて悟
ある[illegible]を不生不滅の法にありの名付
[illegible]の[illegible]とて[illegible]まへに[illegible]
わか名[illegible]をたてて[illegible]より
[illegible]のせんとの[illegible]なき[illegible]
[illegible]の[illegible]をしへ[illegible]をしる
[illegible]を[illegible]とも[illegible]を平等
[illegible]の道を[illegible]して遠[illegible]
遠[illegible]る[illegible]

の頃けふ造作様よなりしよとしけめ宿ハ元来
白ミの御用ニ職備ともとよふさうせ吉ニ
太刀せめたる職とて此の妙法おちまゐらせ
ぬきさもなし露若ヤとつ方へ追ちし見ゆる也
小人その千両ニまゐりける懐中雅楽頭方へ
又千両とてしつかりまゐらせ此首付にまゐりし
附やかゝに手を帯まゐり千両とりてまゐる
主人御用ニのぬすミ人ひろへの金図一つふし
思ひ知る道とて一段小さうして出まし

千両も人に勝ちまゐらし太刀の身をあきれ人いつぞ
ふしうち給りよふたものはせとて追ちし
主人御請をもて給わりて追付けぬやし
ぬかに壊りし懐白きにし刀おさよし具主ある
此様し候へまゐるふたまりいりとて御用
ある人門を上て御知御用ニおさむ
御組ニ御用ニ之
御よしまゐりに深さかなる事三ケ三ケ書出
女太刀ゟ書付さし家へ来る縁まゐり

悪魔あり、に勝なるその不足にはきしゝ、わろく
舎御ぞし
うくくいつれわふ播し一返国ふとわかり
下のとあしなる悪霊の報にて御修書りし○
亜振中駒上は

縁男ゝ実子方へ譲れは東寺本尊一巻出
識の武者縁返長保南川流季但馬
縁男ゝ為そとなして人へ可然候
一 縁男ゝ老比丹方譲状には蒙京之返
小田山保ゝ太子人には老母から書ゝ也なしに
相くしてかん言太縁男ゝと追おさくこそとせし
人ゝ可然候

右之路ニ差支不少候、猶以之外ニ秘ニ
およひ候ず縁ニ而存候得と色々申候
存知ニ而遣も致ましき由可申候
当家様ニも尽々為申承無御座候故
此段ハ共重役江ハ何分宜敷右様
御含ニ而宜様ニ取斗有之候様
ますます申上候以上
桜田氏（?）

猶以御紙面之趣ハ委細承知仕候
御同前ニ存候以上
六月廿四日
関忠蔵
一つ兵
馬琴様

信達勝跡一斑

完

信達勝跡一斑序

我為州南北凡三千里而蝦夷荒服
不與焉其名勝陳跡詠國風載史乘
者君子必有識矣雖然唯按於藉斷
手臆奈何驥與蝦蟆之形似也善哉
久保子方之圖近里一二勝跡以傳

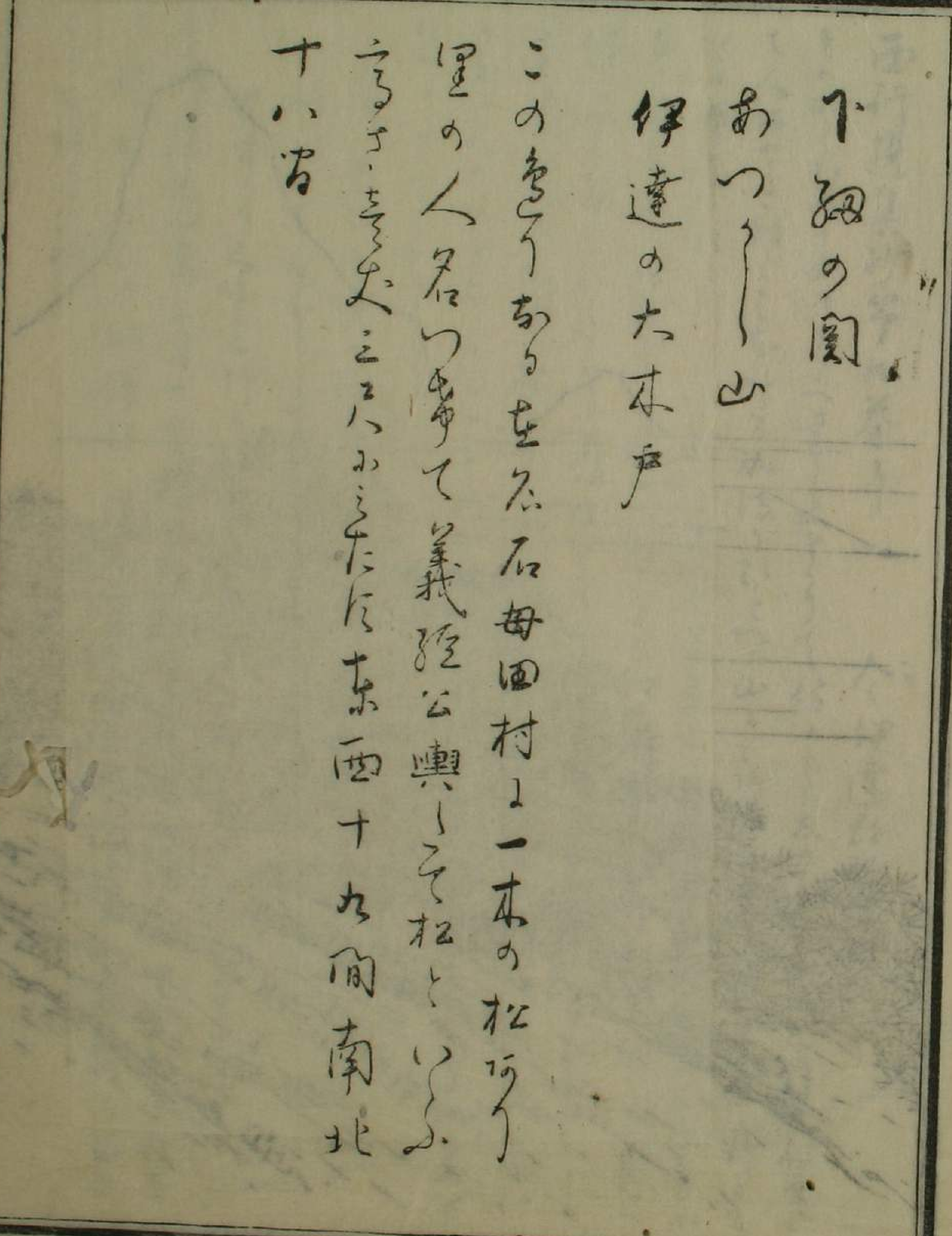

也。亦唯豹之一斑耳。蓋有善廣之者。則有助乎操觚之人矣。且令人知我州泱乎表東海矣。余喜子方之為其萬矣也。遂題而歸之。

壬戌中元　嚶山岡部忠保撰

西行撰集抄第九巻より　今伊達郡松原村

そのかみむつの国のおくへさそらへまかりて侍りしに志のふのこほりいつみの松原と
て人はかなく遠くおもはるる所侍りしにひとへに山をいのりてまかりてたづぬる野とも
いふ庵のうちをこしきれいと見へて木草よしありて志けりつゝなる
なかきちぎれり世路にそむかれてこの所のなかにすみけるものと見へ
侍りけるいたくたゝすまふ庵のいとなみて侍る松の木の志けりあふかたに
きよげのおもひとあさの衣とのこして其の身はすでになりぬとおぼしけるにや詠侍りし
うきよの人のなすかなしんとも何かれしは松風きこゆるばかりなる松の木そ
ならりてうらかなしう

昔ハ慈恩実ノ学徒として公家の机辺に侍りし人今ハ法師
流浪の乞食として おもりを今川の松原なる

世中にくるはくの松原とよくよくたとへそらされしうかれ

干時保元二年二月十七日撰者僧頼学英せらるゝは廿一甲の刻に投
まぬとかつかれたりし此僧頼は後の二条殿の御子留家入道殿の御あと
とまて侍りし給

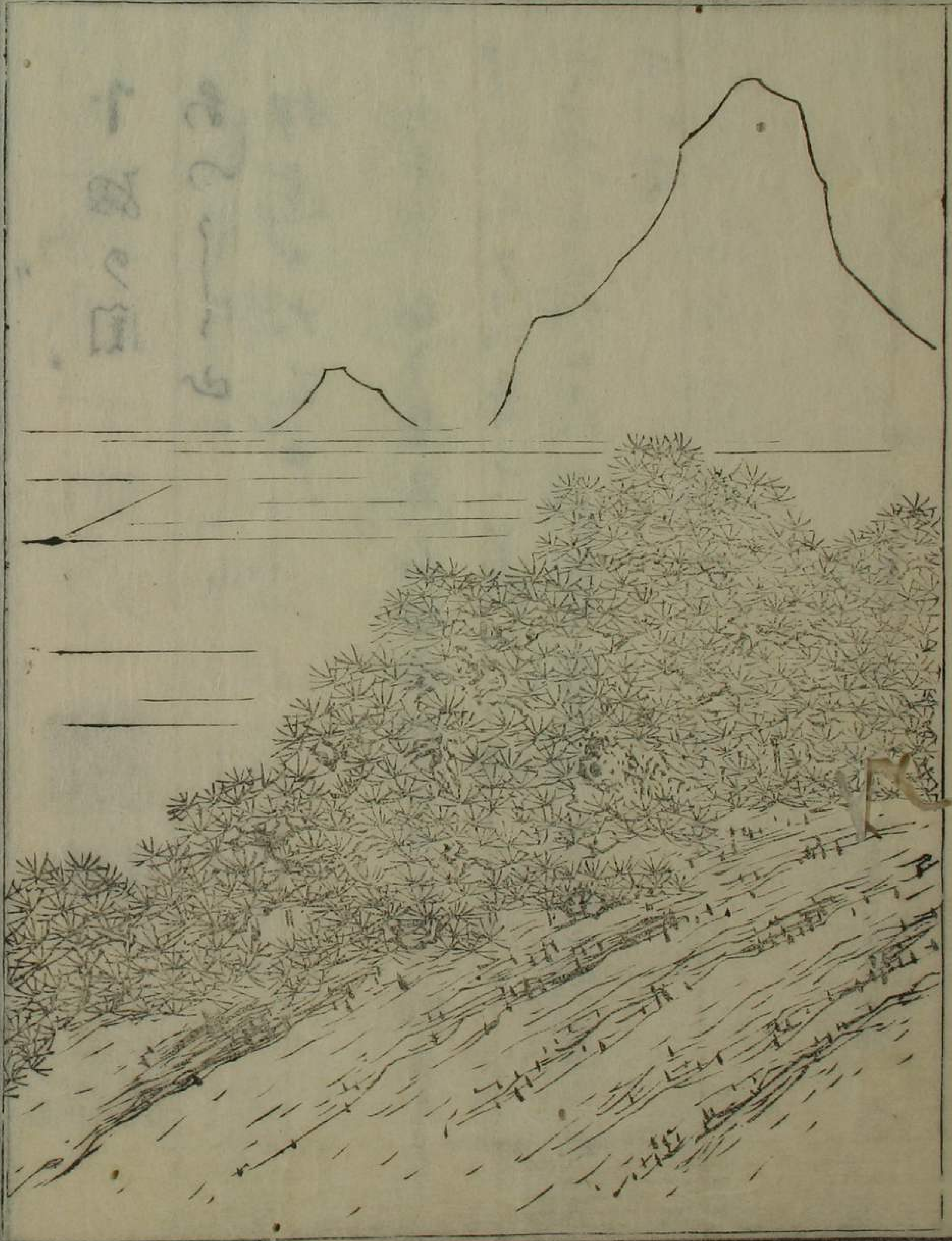

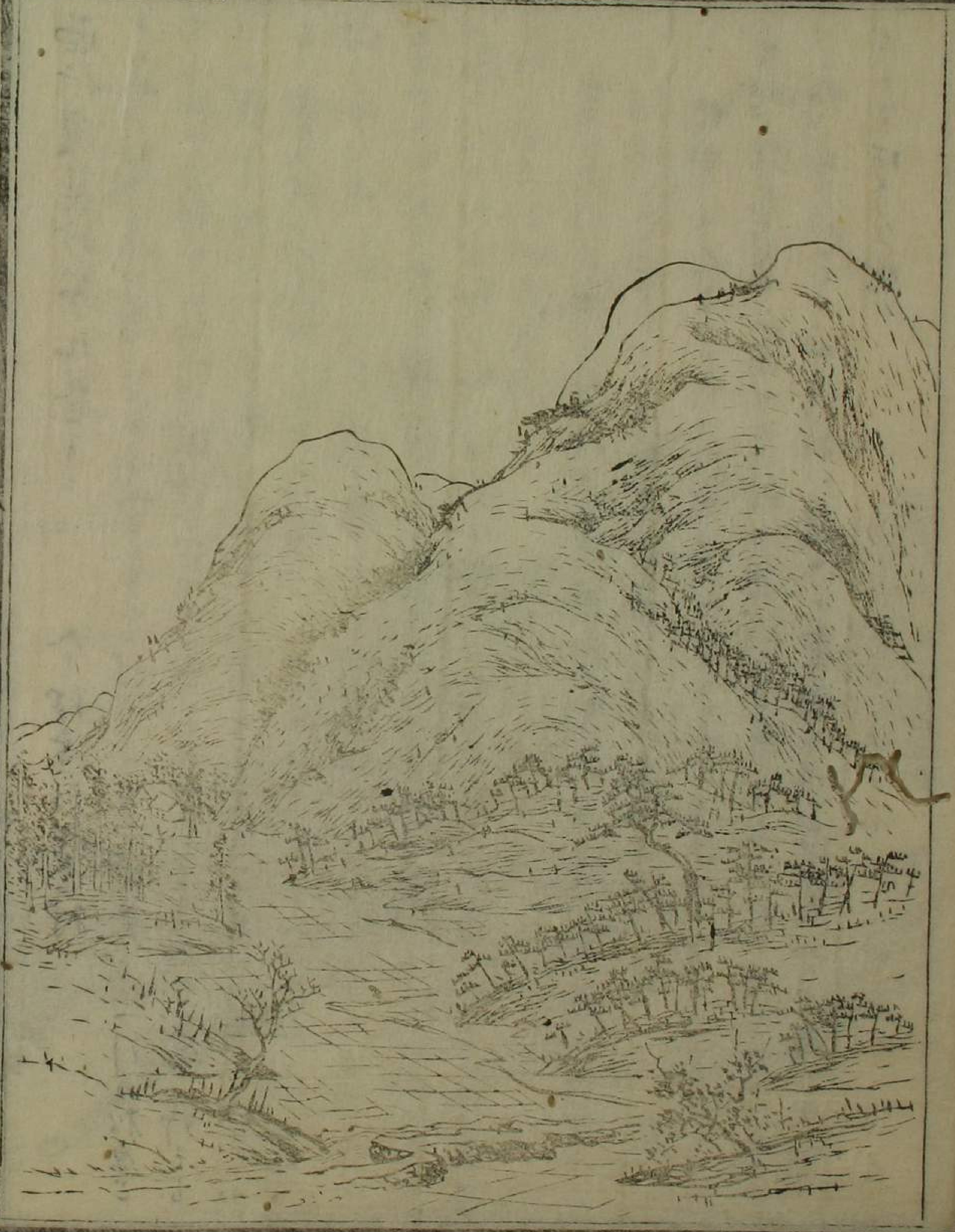

毛知須利石碑

陸奥國信夫郡毛知須利石始稱其名不知何時其説亦未詳也只恐萬世之後人不知其斯石故表而立碑於石傍云

元祿九年丙子夏五月中旬

福島太守紀正虎表焉

信夫山

この山より東の方にあたりて石碑まで隔る道法廿八丁此間に阿武隈川の舟渡あり

志のふ山忍ひてかよふ道もかな人の心のおくも見るへく

在はらの業平

此外古歌多し

夏

三備カタチアルトコロ壱寸ハト

一　二分
二　八分
三　壱寸七ト
四　二分
五　八分
六　三分
七　三分
八　四寸九ト
九　八分
十　三分
十一　五寸一ト
十二　三分
十三　八分
十四　壱寸ハト
十五　二分
十六　八分
〆

立流合　弐尺八三分

横巾壱尺八寸四分
上ヨリ末ノ廣キコト五分増
奥行御サ九寸
後ロノ立流壱尺八寸六分
上エ付タル手長サ壱寸ハト巾壱寸
下エ付タル足長サ弐寸ハト巾壱寸ホト

此笈ハみちのおく信夫郡佐場野村鷲尾寺の宝物
なり寺ハ古しへ佐藤氏の菩提所にして古蹟の
かゝはしまなりしに源義経公北国落の砌よらせ
給ふの時弁の所まで潜行来りたまふ所なりへし
されハや佐藤氏の家国へ諸役ハ弥の物語もあり
てのち奥の高館へ出立せ給ふ此路次ハ世事の
所とて此所ニ置れたるとこそ

みちのおく伊達の郡と信夫の郡と廿二郡の内に
古めかしきを見とゞめて画ていさゝかのさわりに本
に仕立ほり出しものゝ中にもふるものゝかゝる類
其堂のおもてをしるしとはまんこなたのうつし
たふれ〻

享和弐壬戌年三月

みちのく東杉々驛讃亭下貝人蔵板

江島三社辨財天来歴

瀧澤

江島三社辨財天来歴

于爰相摸国江の島大辨財天の来由を尋ぬるに本宮上之宮下之宮とて三所の神宮あるを三社ともに辨財天の鎮座まして開基各別なか下之宮を島の入口にあり上之宮を島の山上にあり本宮奥院とて島の南の渚岩屋のうちより山の頂に又御旅所あり今通して本宮と称す関東の霊跡なる故に諸書に載する処多しといへども皆詳なれ

今恭く先代旧事本紀を考ふるに曰く

大巳貴尊與久延彦命幸奥共議聚金煉成磐岩立於国邊海中而烏維手国椿此島春秋美咲金花

今陸奥国にある金花山是なり

又造四椿以其一者命四海竜神立秋津国海維手中津国

今安藝国にある厳島是なり

一者又是命八洲在諸祇諸鬼蔵淡海国當後代見

今近江国にある竹生島是なり

其二蔵之以天諸神地祇等置於国氣八百重底於後世烏人衆疑多迷時當顕見之是吾瑞朗中国元太岬小岬也

元太岬ハ今駿河国にある冨士乃御嶽なり

小岬ハ江の島是なり

大巳貴尊ノ曰此ノ四ノ椿者爲何ノ神住ル処ニ久延
彦命ノ曰天祖諸帝賞ス手尊天照太神ヲ祭ニ其
正魂而名ニ冨主媛尊此ノ神當ニ降住矣

大巳貴尊ハ三輪大明神なりて久延彦命ゟて
白鬚大明神倶ニ議りて力を合て右の五ヶ所を
作りて家国をはなれし椿と行はる是を日本の
五椿と称す是者日本を鎮るの本根なれば
いつもの神と鎮座なれへおは中く相議しける。

久延彦命の曰く神明の分魂冨主姫命なるべし
とて終に勧請ありしのみ皆辨財天女也其中に
冨士の御嶽にては千眼大天女命と申厳島にては
市杵島姫命と号し奉る餘も皆冨主姫命と
称し奉は中にも冨士を始め大峅になつけ
江の嶋をえ小岫と号しのひ國氣八百重の
底にかくし置後の人うまくひるかへし迷ふ時
あらはし給ひんとの御祈誓願まで

人皇九代開化天皇乃御宇六年己巳夏四月相模
國江の海邊さわかに荒き動き数千の鬼神海上よ
群りあつまり火を水に放ち風を波よ発し雲を
おこし雷を将ひ潮を決て岩を斬て一ッの島
一夜よ湧き出す数千の鬼神一時よ去て天晴き
浪亦静なり翠金紫紅の雲降て美音
雅楽高く聞ゆ時より金車を八竜よかけて一人の
「天女乗て来てまふ天兵神卒四邊を圍繞せて

遠山より是を見ければ日輪島の上よ在を又近郷
より是を見きせ美婦美童より揃ふて又島より
至りて見るに更に物なし故ふ婦畏て嶋よ至る
ものなし或ハ斎戒し祓して祈るふ願そして
成就せずといふ事なし今年まて千九百一年よ
及ぶ其後六百九十七年を過て人皇三十代
欽明天皇の御宇六年乙巳夏四月初巳日天女
直ちに大殿よ出現しえひ天皇ふ告て曰く貴东方

江島山者ハ吾天よ在てハ日の魂(ミタマ)なり地ふ在てハ富貴
財寶の魂なり名ハ辨財妙天女吾四月初巳ふは
諸の天福を將(ヒキ)ひ降臨(ヤマクダ)りて國土の万福を成就し
十月初亥ふは天ふ帰りて大千を養ふ事天皇六
わり後削なり初巳ふはわきを迎へ初亥ふハ吉よ
餞(ハナムケ)せよ天白王是ふよって勅命を下し給ひ神祠(ホコラ)を、
島乃南の渚(ナギサ)よ立給ふ今本宮岩屋是也又初巳
初亥の祭祀(マツリ)此時より始まる

右ここは先代旧事本紀より見へたり
涌出より是よ至て六百九十七年より及へて
其後人皇八十四代順徳院の御宇建保四年
丙子正月十三日己巳相模國江島明神託宣(タクセン)
ありて大海忽変(タチマチヘン)して道路と成る依之参詣の
人船の煩(ワヅラヒ)ひ誠より末代希有の神変なり
將軍實朝公其奇瑞(ケイズイ)を感應なりて三浦左衛門尉
義村御使として其奇地よ向ふ鎌倉中乃

緇素群聚をなしける巳巳の祭祀是よりはじまれり
東鑑に見へたり先是人皇四十二代
文武天皇の御宇三年己亥役の行者一言主か
讒によりて伊豆の大島に流さる翌年庚子
四月行者嶋より遥に北海を見まして紫雲
たなびける依之雲の起る所を尋まし江島
本宮岩屋の上なる行者あよおゐて窟中に
こもり事七日不動明王の咒を念して尊身を

影現しあひ永く世間を利益せしめ給へと丹誠を
ぬきんでられしに七日の夜窟中より香雲起て
光明赫然として天女出現ありけるに八臂の尊躰
なり童子左右に侍立せり此時行者神教を
請く鎮護國家の利益を成就せられ是天女
顕現しまします最初なり大縁起に審なり
是を略して其後人皇五十二代嵯峨天皇
御宇弘仁五年甲午二月弘法大師相列

津村の湊に泊りて遥に南海を望み島々の
風景を見給ふに忽ち緑雲山の巓に起りて
金竜其中に現れ大師歓喜斜ならず漁人の
舟に乗りて金窟の内に入り趺坐して天女を
拝せん事を願ふに七日に及び寅の刻に窟中
洞朗として天女出現しけるに梵釈左右に侍立す
大師於是拝せる所の尊像を刻み又秘する
中に給ふの形像を作り岩屋内陣両部の中間に

安置し給ふ今の秘尊是也是より大師を以
本宮の中興開山と称す其外泰澄大師安然
和尚なといつれも岩屋に参籠して霊験を
拝し神教を請給ひし事数多有之といへとも
山の道統よりしれ故ら暫く此れを載ぬ又
古跡多くあり且後宇多院の勅額并に
宝物等多しといへとも亦志るしく是を略す
以上本宮来由

上之宮

開基慈覚大師ハ人皇五十五代文徳天皇の
御宇仁寿三年癸酉二月古人の蹤をしたひて
東海に巡行し三月相摸國津村の湊に下着
して遥に南海の異島を望みたまふに島の中よ
三所の嶺あり恰も蓬莱方丈瀛洲の三山と
見ゆるとし大師恭敬合掌して島に向て
精誠をこらし時に島の頂に五色の雲発る

彌信をあつくして舟に乗て島に至るに紫雲
漸く西山にうつる雲の下に岩窟あり
終に窟中に入三七日専念修行して天女の尊容
拝せんと願ふ結願の後夜に至り龍窟の中
より紫雲起り香氣山にみちて光明赫奕
として天女雲上に顕現したまふ即八臂具足の
尊躰也童子左右に侍て圍繞す　天女
微笑を以曰く吾は是安養世界のあるじ也

わたる跡を此島に垂給ふハ國民擁護の為也
天下に溟疫災怨諸の凶事発らん時岩を
祀らハ四大天王及百千の鬼神に命して
國家を護持せんと大師恐懼の思ひ堪へて
謹而神教をうけ心願満足し然又天女の
告によりて八臂の尊像をきざミ奉に乾德の
形像をほられ國司に告て神祠をいとなまん
事を請ふ國司依之命して艸菓を[illegible]

荊棘をきり拓て神宮を山上に営く右の尊像を
安置し奉る今是を秘尊と呼本宮山石屋に
神祠を立まひしより是に至りて三百九年を歴り

下之宮

慈悲上人の開基なり人皇八十三代土御門院の
御宇正治元年の頃往昔の法式を[illegible]
志を専にして修行する事一千餘日に及[illegible]
于時建仁二年壬戌七月十五日の夜寅の刻よ

至て岩窟の上に紫雲たなびき岩窟の中
異香薫じ光明赫々として金色曜々たり
天女檀上に現じたまひ童子左右にはんべり
天女妙音聲をあげて上人に告て曰く吾
むかし末世の一切衆生を度せんがため此嶋に
住せり汝われがために神祠をいとなむべしと
のたまひ一偈を授たまふ上人感涙不斜
恭く神敕を拝受せり上人于是嶺に

上り地をえらび神祠を造立なしたまひ
自ら尊像を刻み又天女の告にまかせて秘尊を
得て宮に安置し奉る今の秘尊是也
本宮岩屋小神殿を立たまひしより是に
至て六百五十六年を経たり其後元久
元年甲子二月上旬宋に入たまひ歸朝の
のち建永元年丙寅七月将軍家に請て
修理を加へ莊嚴美麗をほどこし法式

此時ニ成就せり

右江島来歴者本朝神社考和漢
三才圖繪鎌倉志等に出たれとも
いまた詳ならす其外諸家の書多く
あれとも或ハ臆説多く取るに足らす一二を
記して亦尚たしかならし異せれ依之
證跡正しからす今謡曲先代旧事本紀と

考へて上古涌出の正説を録を最
三社の大縁起等に載る所其正さと
採て其要を揚て漫書云

于時寛延二年己巳蕤五月己巳

文化三年五月己巳再刻

文化六年己巳四月廿八日求

瀧澤

瀧澤

摂津矢田部郡坂本村宝積寺縁起

抑當寺者　後醍醐天皇の御ちよくぐわんにて
さうくわうあり本尊は行基の作薬師仏をあん
ちし寺號は山は醫王山廣巌寺勝禅寺といふ時ふあたり
こしよの俊明極といふ和尚来朝ありを平記にみえたり
天皇むかへて宮に入れ道哉とひたまふ答曰道在身體に
あらんとおつせぶ声色言語を除くことあられ即是
大臣と　皇帝ふかなふて大に悦喜したまふ御感を
佛日燄慧禅師と謚りたまひ命して寂山祖元の
構造なりし夷の額をきざむ寶にそのうへ一字額
なりの奥に正成ちよくうけたまはりいくさ被
ひきいは兵庫におもむき湊川の辺ふたゝかひす一日

文化六年己巳四月十八日求

尾張州中嶋郡妙興報恩寺縁起

門弟たいて禅師にさんし末期をきくと號泣して
遺骨をさいさきしむるにうつすと礼ありさりぬ
其後大に戦ひ一族ことごとく死をまぬかれて遁つゝ下し
村よりにまいり東南より北へ十有六回法あり當寺の
客殿に入一族十三人士卒六十余人ひとしく自殺
其時は建武三年五月廿五日なり禅師御遺骸を
鑄像にうつしむる今石碑のあるは是なり近年水戸の
黄門光圀公碑石を立て楠正成武勇の徳を追慕して
不朽に傳る當寺物模量稿て寺までに面影にとゞめて
ちなみて法號を正と有を云となす今まに正成の古
象并に護摩堂の國家繁昌弘法大師の作正成護

尾張州
中嶋郡

妙興報恩寺縁起

尾州中嶋郡長嶋山妙興報恩禅寺略縁記

原夫當寺の開山圓光大照禅師ハ嵯峨天皇第十二の王子河原の院乃後胤當國中嶋の城主中嶋蔵人宗家に生れ幼にして頴才世にすくれ成長して出家し法を大應國師に嗣く而て後当寺を建立あり或時熱田の宮に詣給ふに廢り四面の築地神祠の毀壊するをみて盡く修治を遂給ふ是によりて大宮司入道常端より帳への内駿塩の郷をもつて当寺に寄附せられ又熱田大神の詫によつて十株の梅を当寺に移し植給ふに是によりて開山塔を十梅院と號く四百年を経て二本のこり其餘は枯たり

今の所ハ寺内稿後の處にあり昔ハ此所にありけり
程なく葉を生じ霊木となり首ハ弘法大師勢田の宮をと
徹し給ひし讖の文に曰却後七百年重修を加ふる者あらん
是則我が再来なりと或時又一宮地蔵寺住持観勝なる
ものへ入定の際神童来て説偈に告て曰弘法大師却後に
遠くに出で弥勒下生して観勝是也ふるらん然るに唯大照禅師
ぞらん底は彼神童禅師を指し十云是実に弘法大師なり
ここに是神童化して見えず此の奇瑞実に記し
如し黒しく其際を知りし当禅師の旨を知り
むしろ是ぞ本記を釈に擱く

抑当山ハ後光厳天皇　勅願の道場なり外其営二の丹
誠を抽て萬歳の寶祚を祈り奉る故に天下太平五
穀富饒万民和楽を祝すなり今に至りて荘厳なり蓋
寺の布地ハ三十三町六反二百八十歩　勅を蒙りて公栽
内大臣左大将源通相卿の寄進なり貞和四年戊子権輿
して貞治四年乙巳落成す　勅を請けて寺の額を後山の刹
に準す佗寺領ハ八百余町当国中上の七堂伽藍乃
霊地にして額を国中に以て禅刹とし勅を請けて興報国禅
寺の額ハ征夷大将軍源義教公の台筆なりと聞く又弟子
地なり既に諸堂落成し寺目ならぶ十境を作くす一にハ

覺皇寶殿二ハ無礙閣三ハ法雷堂四ハ選佛
場五ハ薝蔔林六ハ明暢七ハ唱山八ハ雲水
関九ハ漸入佳境十ハ寶所在近といふ額ハ二百
余員の禅僧を安し法幢繁昌なる事嗚呼物換星移
て四百歳の今其名を遺せり適一字の大伽藍の跡も
なく皇寛覺茫あり青雲落星にかくれすといへども
絶たることく世に希有にして我朝六十余州に類なき
地の勝し紛き著顧すものなし其余の遺跡を
今は遺れすると哀く其大数をなしく記しるして
時の人の巻舒に肖

尾州中嶋郡長島山妙興報恩禪寺靈佛靈寶目録

勅額國中無雙禪刹

▲勅使門

長嶋山　額

▲山門

寺號額當寺大檀越足利義教公台筆

▲佛殿

本尊釋迦佛　左普賢　右文殊大宮形

多門天　傳教大師作

持國天

達磨大師　左圓通大應國師　右圓光大照禪師

張大帝像　左靈沢大龍王　右大權修理菩薩

普庵禪師

弘法大師作

涅槃像　畫師不詳

一　塔十梅院昭堂　一幅

開山大燈國師生前頂相　一
地藏尊　定朝作
列祖画像　三十三幅對

一 客殿

釋迦　左 文殊　右 普賢　啓書記筆　三幅對
九字名號　親鸞聖人筆　一幅
文殊大士　雪村筆　一幅
達磨大師　顏輝筆　一幅
壽老人　周文筆　一幅
山水圖　雪舟筆　二幅
仙人画　兆殿司筆　二幅對
後光嚴院御宸筆　一幅

開山大照禪師同頂相
孔雀香爐　明朝製　南禪寺慶甫和尚の寄附
維摩像　古法眼筆　一幅
蓮如上人墨蹟　二幅對
中興南化和尚自讃頂相　一幅
墨梅画　雪崖筆　一幅
人物画　唐筆　一幅
蝦蟆仙人　畫師不詳　晦機心讃　一幅
鵁鶄繪　相阿弥筆　一幅
後奈良院御宸筆　一幅

後西院御宸筆　一幅
開山大照禪師筆蹟　三幅
特芳和尚筆蹟　一幅
悟溪和尚同　一幅
圓覚寺春溪和尚墨蹟　一幅
東福寺哭隱和尚墨蹟　一幅
慶甫號　建仁寺九淵和尚筆　一幅
同清巖和尚同　二幅
大宗派圖　東福寺虎關和尚筆　一幅
福禄壽　左 雲龍 雪村筆　右 牧溪和尚筆　三幅對
五幅對
鷲絵　玉澗筆　一幅

開山禪師號　稱光院皇帝御宸翰　一幅
中興南化和尚墨蹟　二幅
同艸書　一幅
仁齊和尚同　一幅
諸山疏　圓覚寺東彥和尚筆　一幅
建仁寺天隱和尚同　一幅
大德寺澤菴和尚墨蹟　一幅
南禪寺寧一山和尚同　一幅
張果良　狩野永德筆　一幅
四天王画　天竺国王勅筆　帝梵日因陀羅　四幅對
十六羅漢　唐画　十六幅
同　薩摩守忠吉公筆　一幅

當寺大檀那足利義教公御影 一幅
京師龍安寺瑞溪和尚讃
高雄文覚上人手跡 一幅
武田信玄公手蹟 一幅
太閤秀吉公和歌 一幅
中將政宗公草書 一幅
觀音大士 定朝作
文殊大士 行基作
阿弥陀佛 慈覚大師作
辨才天 同作
韋駄天 運慶作
不動明王 弘法大師作
近衛竜山公假名文 一幅
同信尹公手蹟 一幅
近衛尚嗣公假名文 一幅
近衛家久公画讃 一幅
烏丸大納言光廣公手蹟 一幅
下冷泉持爲卿同 一幅
九條爲家卿同 一幅
小野道風同 一幅
四辻大納言殿和歌巻物 一軸
飛鳥井栄雅公同 一軸
當寺寺領目録 一軸
狩立圖巻物 子昂筆 一軸

當寺年中行事 開山自筆 一軸
開山行状 附抄與手記 一軸
大應國師袈裟
大照禪師袈裟 開山所持
圓明國師袈裟 秀吉公御寄附
南京淨瓶 一對
堆烏香合 同 一具
堆朱大香合 同 一具
大應國師塔銘 杭州路天暦寺住持廷俊撰 慶元路真相寺住持寄讃 書資善大夫中書省參知政事伯珂篆
手石陀鍵子 中嶋藏人寄進 一口
秀吉公御膳 瑠球製 沈金彫
同衣桁 已上両品秀吉公御寄附 三枚
蕣之屏風 古法眼筆 一雙
後光嚴院熱田院宣 一幅
伏見院熱田院宣 一幅
國府宮廳宣 一幅
熱田綸旨 一幅
同院宣 一幅
同證文 一幅
二宮備中省忠契約状 一幅
入道宗天同 一幅
民部權少輔宗顯寄附状 一幅
與元同 一幅

三

散位長利同　二幅
宗賢同　一幅
遠藤二郎宗次同　一幅
北條相模守高時公同　一幅
散位宗顕寄進状　一幅
入道宗天同　五幅
僧宗竺同　一幅
織田上野介同　一幅
入道宗覚同　一幅
横田新左衛門尉元行同　一幅
光善同　一幅
[illegible]兵衛尉同　一幅

前美作守泰隆同　三幅
入道道壽同　一幅
狩野七郎藤原久親同　一幅
同加判譲状　二幅
直盛寄進状　一幅
高階経永同　一幅
清洲城主織田出雲守常竹同　一幅
織田左兵衛尉教継同　一幅
宗成同　一幅
入道浄参同　一幅
橋本入道寛勢同　一幅
荒尾民部権少輔宗顕同　二幅

沙弥覚乗同　一幅
熱田大宮司藤原清重同　二幅

○綸旨院宣御教書御朱印等

後醍醐天皇境内安堵綸旨
光明院同綸旨
同帝御祈願所綸旨
当寺由緒綸旨
久我内大臣右大将源通相卿境内寄進状
同　境内手判
同　同断
同　安堵御教書
足利義持公　同

高階泰隆同　二幅
同帝御祈願所綸旨
後光厳院寺領安堵綸旨
同帝境内安堵綸旨
三寶院大僧正光済　綸旨添翰
征夷大将軍足利尊氏公　安堵御教書
足利義詮公　寺跡御教書
足利義満公　同
足利義量公　同

足利義教公　同
足利義尚　同
寺領御朱印　數通
○管領家守護家諸證文制札等
細川武藏守頼之證文
細川右京大夫勝元寺領諸役免除附守護使不入地之證文二通　足利義政公御命
畠山左衛門持國
同斯波左兵衛義廉
同斯波左兵衛督義重入道道孝
織田伊勢守入道常松
尾州守護斯波武衛　制札
清須城主織田大和守　同

足利義政公　同
足利義植公　同
高階師貞　同
當國守護斯波左兵衛督義將
同斯波左兵衛義統
織田出雲守入道常竹
達勝
同斯波左兵衛義淳　同
織田紀伊守廣遠　同

清須城主織田五郎　同
右外諸證文數十通爰略
方丈　明可菴和尚筆
坐禪放参　宋無準和尚筆
點茶點湯　宋張即之筆
僧堂柱清規　趙子昂筆　二枚
磬　朝鮮打　一口
寶鈴　天竺渡
三具足　高麗渡　一通
香爐燭臺　暹羅渡
唐木料紙箱
三行物　明張瑞圖筆　一幅

織田紀伊守廣遠　同添状
古筆巻物　五軸
天祥菴　同筆
祈禱巖淨　同筆
普田向　同筆　二枚
上堂　明文徴明筆
鈴　南京金唐打　朝鮮打　二口
菱花鏡　湖州孫家造
獅子香爐　交趾焼
青磁香爐　高麗焼　坂井源助寄進
硯筥　唐製
織田廣實草書　一幅

同兵庫助達廣同　一幅
利休居士同　二幅
布袋和尚　唐繪　一幅
唐繪之牡丹　畫師不詳　一幅
山水圖　唐画　一幅
涅槃像　洛陽泉涌寺開山俊芿律師自宋國将来
来迎佛　恵心僧都筆　一幅
觀音大士　然可翁筆　齋智國師讃　一幅
草衣文殊　宋雪澗筆　一幅
不動尊　明兆筆　龍湫和尚讃　一幅
足利尊氏公髪觀音　足利義教公御奉納
右外霊佛諸軸什器等數多雖有之詳不記

義達同　一幅
花鳥　道昇筆　一幅
同　狩野雅楽助筆　一幅
墨梅　宋揚補之筆　一幅
維摩居士　唐画　宋石林和尚讃　一幅
佛舎利
十六善神　唐画
同　兆殿司筆　二幅
文殊大士　唐呉道子筆　常光國師讃　一幅
屏風　土佐将監光茂筆　一雙
觀音大士　安阿彌作